

平成 30 年 度

山本幸廣君に対する懲罰特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 山本幸廣君に対する懲罰の件について 1
-

平成 30 年 6 月 27 日（水曜日）

山本幸廣君に対する懲罰特別委員会会議録

平成30年6月27日 水曜日

午後1時01分開議

午後2時12分閉議（実時間54分）

○本日の会議に付した案件

1. 山本幸廣君に対する懲罰の件について

○本日の会議に出席した者

委員長	福嶋安徳君
副委員長	古嶋津義君
委員	亀田英雄君
委員	庄野末藏君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本幸一君
委員	堀徹男君
委員	村川清則君
委員	百田隆君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局次長 増田智郁君

○記録担当書記 増田智郁君
土田英雄君

（午後1時01分 開会）

○委員長（福嶋安徳君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから山本幸廣君に対する懲罰特別委員会を開会いたします。

◎山本幸廣君に対する懲罰の件について

○委員長（福嶋安徳君） それでは、本日の本会議で本委員会に付託されました山本幸廣君に対する懲罰の件を議題といたします。

まず、本特別委員会の傍聴及び放映に対する取り扱いを協議いたしたいと思います。

委員会の傍聴につきましては、委員会条例第19条の規定により委員長が許可することになっておりますが、本件は議員の身分に関する事件の審査であり、審査の内容によっては、公平かつ詳細な審査を行うため、本委員会を一般傍聴者に公開しない運用も可能との考えもございますので、傍聴につきましては、懲罰事犯議員以外の議員及び報道関係者のみと限定し、また、その関連として、本委員会の放映はしない取り扱いといたしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員（成松由紀夫君） 前回、野崎議員のときだったと思いますが放映したと思いますので、先例の取り扱いで放映をお願いしたいと思います。

○委員長（福嶋安徳君） ほかに御意見ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 前回のときの確認を事務局にしたいと思いますが。

○委員長（福嶋安徳君） 小会します。
（午後1時03分 小会）

（午後1時04分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、本会に戻します。

○議会事務局次長（増田智郁君） ただいま亀田委員さんのほうからお問い合わせいただきました過去の放映に関するものを調べてまいりました。

過去も同じような形で委員会のほうで御決定いただくための審議をいただいております、結果と

いたしまして、読み上げますと、「委員会は公開することとし、あわせて委員会は放映することに決しました」ということでございました。

以上です。

○委員（亀田英雄君） わかりました。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、ただいまの……。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、前回どおり、全公開で全放映をお願いします。

○委員長（福嶋安徳君） 全公開、全放映。

○委員（成松由紀夫君） はい。前回同様の扱いをお願いしたいと思います。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、成松委員からの意見がありましたけれども、本委員会の傍聴については懲罰事犯議員以外の議員及び報道関係者のみに限定し公開とすることとし、あわせて委員会放映はしない取り扱いとすることに賛成とする意見、反対とする意見がございますので、これより採決いたします。

本委員会の傍聴については、懲罰事犯議員以外の議員及び報道関係者のみに限定し公開することとし、あわせて委員会放映はしない取り扱いとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 賛成少数とし、本委員会は公開することとし、あわせて委員会は放映することに決しました。

次に、審査に入ります前にお手元に配付しております各資料について事務局より説明いたさせます。

○議会事務局次長（増田智郁君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 増田議会事務局次長、——今のとはよかですか。（「あ、済みません」と呼ぶ者あり）はい。まだ続きがありますので、この次にお願いします。

なお、山本幸廣議員による6月19日の委員会室での発言をテープを起こした文面につきましては、正式な会議録ではないため、委員会終

了後、回収させていただきます。

○議会事務局次長（増田智郁君） それでは、改めまして、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）事務局のほうから、まず配付いたしました資料の確認をさせていただきます。

まず、協議事項ということで、レジュメ1枚を配付させていただいております。次に、懲罰とはというところの文言から前提が書いてあるのが5ページございます。そちらのほうを配付させていただいております。

続きまして、地方自治法の第132条及び八代市会議規則第151条の写しを配付させていただきます。

続きまして、実際に6月19日、建設環境委員会で行われましたテープ起こしの分を配付をさせていただきます。

以上資料でございますが、不備の点はございますでしょうか。

○委員（亀田英雄君） ちょっとよございますか。

今、委員長が正式じゃないものと言いなったとですかね。この発言録の抜粋。結局、これについては、委員会のときの発言の記録ですよ。その後に訂正をされたと。発言の訂正をされて、陳謝までされたという話を伺っております。

記録に残るのはこれじゃなくてですよ、結局その後の部分が記録に残るわけでしょう。そちらのテープ起こしも資料としていただければと思うんですが。

結局、これは公文書と言いますか訂正されたけんが、記録としては残らん形になるとじゃなかですか。それは私の見解ですけん、違えば違うと言ってもらってよかですが、記録としては残らないものになっていく、この一部は。訂正されて陳謝されたというほうのことも見て審議する必要があるのではないかとということで、後に山本代表が別の建設環境委員会を開かれてで

すたい、発言の取り消し、陳謝された部分の記録も資料としていただきたいんですが。

○委員長（福島安徳君） 小会します。

（午後１時１０分 小会）

（午後１時１０分 本会）

○委員長（福島安徳君） 本会に戻します。

○委員（成松由紀夫君） 今のは見解の話でございまして、した行為自体は残っているわけですから、その後の建設環境委員会も、私、傍聴に入りましたけれども、この事案については執行機関に対してのあくまで暴言でありますので、この間の山本委員が陳謝されたというのはなじまない。あれは、委員長の御配慮とか委員長に対してと委員長に対して謝罪されたような内容でしたので、実際問題は、そこは見解の相違が出てくるので、陳謝というふうには受けとめてはおりません。

○委員（亀田英雄君） いや、だけん、その判断をするにもですたい、その資料というのは必要じゃなかろうかと思うとですよ。だけん、そこば出してもらえる、——それは資料の請求という意味で、そのときの資料は出してもらえんのかなという話なんですよ。見解の相違と言えば見解の相違だけど、そこに行くまでの資料は必要じゃないですかという話なんです。

○委員（成松由紀夫君） ６月２２日の陳謝の問題が今回の山本さんの懲罰委員会の審議ではなくて、その前の６月１９日の建設環境委員会の４つの言葉についてが事案となっておりますので、そこは対象外と受けとめておりますが、いかがでしょうか。

○委員（亀田英雄君） 済みません、何遍も言いまして。

だけん、そこも見解の相違ということですよ。だけんが、動議の文章をいただけませんかということをお願いしたんですよ。けど、もう陳謝されとつとだけんが議事録にはない。そ

の部分で審議せんばんとだけん、と私は、そういう見解で思うたもんですけん、どのようなことで発言されたかというのは、議運で私、発言したと思います。

その辺のことも確かに見て発言したかったものだから、それば求めたつですが、それも求められなかったものですから、陳謝されたということに対して、正確にこの場で判断すべきだというふうに思ったもんですから、そのような資料の提出を願ったわけです。

○委員（橋本幸一君） 私は、その後の建設環境委員会のあれも傍聴させていただきましたが、先ほど成松委員が言ったように、委員長に対しての陳謝、それは確かにございました。しかし、今回のこの問題の範囲というのは、もうちょっと広い範囲でその辺はしなければ、今回のこの案件につきましては、完全に１３２条、それから１５１条のこの部分に、確実に私は抵触しているということで出させていただいたわけでございますので、この問題点をまず私は審議していただきたいと。

○委員（亀田英雄君） 私は、所用で出席できなかったもんですけん、その辺のことはよく存じ上げません。山本代表から聞いた範囲では陳謝までしたという話なもんですけん、その辺の資料の提出を願っている次第です。それもできんというなら何とも言いようがなかばってんですたい、できればそうしていただきたいと。

○委員長（福島安徳君） 内容については、すれ違いの問題点が多々あるようには思われま

す。それで、この発言取り消しをされた分のテープ起こしをする場合には、その当時の中村委員長の許可がないとテープ起こしもできないのではないかなというふうに判断いたしますが、そういう面につきましてはどういたしましょうか。

○委員（成松由紀夫君） また建設環境委員長の許可だったり、テープ起こしでというのは、遅延していくばかりですね、話の本質というのは、6月19日の執行機関に対するこの4つの暴言なんですよ。だから、それを、22日の陳謝を本人からヒアリングしたとかなんとかというのはそちらの話で、きょうもむべきところは、この6月19日の4つの発言、これが我々が言うところの151条、132条に該当するかしないか、それをシンプルに審議していただきたいと思います。

○委員（亀田英雄君） 人の名誉にかかわる問題と捉えています。そこにはやっぱり慎重にですたい、臨む必要がやっぱり必要じゃなかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっと済みません、まちよつとしゃべらせてください。そんな意味で慎重審議を願っています。

ここに出されている資料というのは、もう発言を撤回されて、結局、正式なものじゃなかないですか、言え。もう存在し得ないもののはずですよ。載せられないものだから。

だけん、残つとる記録とすれば、訂正された後の記録しか残らんわけですけん、正式な記録というのもここに、テーブルに載せてするということは大事なことです。人の名誉にかかわることですけん。そこを全然配慮せずにそのまま進めるといとは、それは議会じゃなかですよ。と私は思います。

○委員（橋本幸一君） 確かに、名誉というのは、双方の方がおられて名誉が関係するわけですから。じゃあ片方の人の名誉はそれで消えてしまうかって、それはまたおかしい問題であって、私は最初のこの時点が、まだ行為としては残つとるわけですから。行為として残つとるですよ、みんなそこの中にあるわけですから、当事者としても。

だから、そこを私は、品位というのは、あくまでそこはしっかり厳格に対応するべきと思い

ます、この委員会です。

○委員（中村和美君） 担当委員長でありましたわけですが、今、成松委員、橋本委員も申されたとおりですね、私に対しては陳謝ということはありましたけど、私に対する陳謝じゃなくて、おわびじゃなくて、執行部に対するおわびがなかったということからこの話になってきたと思いますので。

私には確かに陳謝ありました。私には、委員長として、委員長に申しわけないという山本委員からの陳謝はありましたけど、私たちが願ったのは執行部に対しての陳謝ということで期待しておりましたが、残念ながら、それがなかったというのがこの特別委員会になったことだと私は思います。

○委員（百田 隆君） 今、中村委員長が言われたとおりだと思います。そして、これは執行部に対するですね名誉回復が必要であると思っています。（聴取不能）と言いますと、執行部に対してああいう暴言的な発言をされてですね、やはり議員の資質が問われるような発言だったと私は感じております。そのあたりもですね、やはり議員として、執行部に対して何らかの処置が必要じゃないかなと思っております。

○委員（成松由紀夫君） 本題にちょっと入りたいんですけども、要するにですね、執行機関、執行部の方に対して4つの言葉「あんたなめとつとじゃなかんね」「虚偽の答弁といっちゃん変わらんじゃなつか、おまえ方」、執行部が頭を下げとる最中に「しっか頭を下げろ」「どっから来とつとか、おまえは」。やっぱりこれは、山本委員の名誉を亀田委員はおっしゃいますけど、これ言われたほうの執行部はですね、これ今聞いてわかんないはるごつ、これ絶対あり得ない、亀田委員もわかんないと思いますよ。これは言われたほうの名誉。

我々がですね、151条、132条だけの問題ではなくて、言いたいのはですね、やっぱ

り、一部発言の取り消しがあったものの、それと6月22日、委員長への弁明に終始して、無礼な言葉を使用して恫喝した執行機関に対するおわびがなかった。

だから、言われた職員さん方のやっぱ名誉ですね。実際ですね、これは今後のですね、他自治体との人事交流、例えば県からの優秀な職員さん方を、八代市に出向してきていただいて、いろんな八代市の公益のために頑張っていたら、いろんな職員さんに対してですね、「あんた、なめとっとじゃなかんね」とか「どっから来とっとか、おまえは」「虚偽の答弁といっちゃん変わらんじゃなかつか、おまえ方」「しっかり頭下げろ」、これを言ってしまうと、もう人事交流は八代にできないというようなことがですね、国とか県から、そういうことになった場合、これ八代市の公益を失するんですよ。

ですから、この点についての審議をしっかりと、亀田委員もうなずいていらっしゃいますので、——やっぱこれだけの文言が出た。これは取り消しとるけん、もうよかろうがじゃなくて、行為として残っている。それについては、やはりしっかりとした議会の自浄能力を、ここで機能しなかったら、この議会の、八代市議会というものの品位が問われる形になるんじゃないかと、そのように思いますので。

そら山本議員にも名誉があられるでしょう、負託をいただいた議員さんであられるから。ただし、やはり今回のこの4点の発言については、しっかりとけじめをつけていただいてですね。そうしないと、この間のインターネットを見て波紋を呼んでますし、八代市議会の品位、これが一番問われている現状だというふうに私は考えておりますので、本題に入っていただきたいと思います。

○委員（亀田英雄君） ここば読めばですたい、これは確かにあつですもん。そら、言いなことはわかつとですよ。だけど、その後、委

員会で陳謝したという話で、その辺の事実ばここに載せてくれという話をしよっとですけん。そこは同じ話じゃなかつですか。（委員橋本幸一君「しかし、今陳謝——」と呼ぶ）ちょっと待って。よかじゃなかですか、正式な会議だけん。名誉はどちらもあるとばつてんが、ここどこまで言うてよかかなんですが、会議が終わってから執行部とは話をしたというような話も伺って、委員会では委員長に事訳を言うたというような話もあるわけなんですたい。

だけん委員長に話をしてきたという形になるとでしょうばつてんが、執行部との打ち合わせは終わったというような話も聞きましたし、その辺を正確に載せるために、ここに正式な資料としての文言を載せていただければと。これはもう終わった話ですもん、もう訂正されとっただけん。（「終わつとらんでしよう」と呼ぶ者あり）

○委員（橋本幸一君） 亀田委員は終わったと言われますが、結局はここに、今、実際にこの委員会が設置されているということは、今、成松委員、それから当事者の中村委員長も、あれは私だけの陳謝であつて執行部に対しての陳謝は一切なかったと。そのことがあれば、そこがあるから私たちはこの動議を提出したということですから、その部分ですよ。

○委員（亀田英雄君） 動議が早かつたでしょう。

○委員（橋本幸一君） いや、後ですよ。

○委員（古嶋津義君） 今、問題になつてるのは6月19日に開催をされた建設環境委員会の山本幸廣議員の発言の中でありましたが、この動議については6月の21日にたしかもう既に提出をしてあつて、きょう、その特別委員会が設置されたということで、委員会はその後だというふうに思いますけど。それでこれは……。

○委員（橋本幸一君） 委員長との調整はその前だったんですよ。

○委員（古嶋津義君） あくまでも、この特別委員会はこの19日の言動についての私は質疑だと思います。（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） それぞれ御意見は、双方の意見が出ました。そういうことで、これまでの議論はですね、堂々めぐりの感じがいたします。そういうことで、この問題につきましては本題に入ります。

○委員（亀田英雄君） 委員長、もう一個いいですか。

○委員長（福島安徳君） いや、もう本題に入っていきます。

本委員会での懲罰事犯の審査の進行について、じゃあ事務局のほうから本題の説明をいたさせます。

○議会事務局次長（増田智郁君） 済みません、先ほど資料の確認だけをさせていただきまして、まだ中身については触れてませんでしたので、中身について御説明をさせていただきたいと思います。説明につきましては座りまして行わせていただきます。

それでは、まず懲罰とはというペーパーが5枚、5分の1と下書いてあるペーパーがございますが、こちら懲罰とはというところがございます。懲罰とは、地方公共団体の議会は自治法並びに会議規則及び委員会条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができるとされております。

2番目でございます。懲罰の性質ということで、議員の懲罰は、議会の秩序維持と品位保持のために認められる議会の内部的規律作用でありまして、公務員に対する懲罰と同じ性質を持っております。

3番目、懲罰事由でございます。懲罰事由というのは、懲罰はどういうものに該当するかということで、法律に定めがございます。懲罰事由に該当する場合は、地方自治法、会議規則ま

たは委員会条例に違反した場合であるが、その主たるものは、次に挙げるとおりということでございまして、まず（1）地方自治法違反の例を記載をしております。

読み上げます。

（1）地方自治法違反の例。

①議場の秩序を乱したとき。これは地方自治法第129条に規定がございます。

2番目でございます。無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしたとき、地方自治法第132条に規定がございます。

続きまして、③他の議員を侮辱したとき。これは地方自治法第133条に規定がございます。

それと、④でございますけど、正当な理由がなく招集に応じないため、または会議に欠席したため、議長が特に招状を発しなくても、なおゆえなく出席しないときは地方自治法第137条ということの適用があるということでございます。

次に（2）の会議規則、委員会条例に違反する例ということで記載をしております。

会議規則、委員会条例で議員として遵守すべき義務を規定したときは、その違反行為も懲罰の対象になるということで、具体的に言いますと、品位保持に反する行為、議事妨害、秘密の議事を漏らす行為等がこういうところに該当するというところでございます。

それと、次、2ページ目でございます。懲罰事犯の場所的範囲ということでございますが、懲罰の事犯は、原則として自治法等に違反する議会内と規定いたしております。議場及び委員会室で会議が行われている間に発言と言動があった場合が対象になるということでございます。

それと、5番目の懲罰事犯の時間的範囲でございます。こちらは、懲罰事犯についても会期不継続の原則の適用があり、原則として、その会期中の行為に限られるが、委員会を閉会中に

継続審査に付することによって、次の会議において懲罰を科すという部分もございます。しかし、基本的には、会期中で決着をつけるというのが大原則でございますので、その旨が書かれております。

次、6番目でございます。懲罰の種類ということで挙げております。地方公共団体の議会の行為に至る懲罰の種類は、次に述べる公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止及び除名の4種類でございます。これ以外の懲罰を科すことはできないとされております。

なお、罰としては、戒告が最も軽く、除名が最も重いということでございます。

それでは、それぞれ4種類のほうを軽いほうから簡単に説明させていただきます。

まず、(1) 公開の議場における戒告。戒告とは、規律違反の責任を認識するとともに、その将来を戒めることであるが、議会における戒告は、公開の議場において、被処分者を議長の目前に起立させ、議長が戒告文を朗読して行うのが通常とされております。

なお、この戒告文につきましては、議会の定めた案文による、要は議会の議決で決めるということでございます。

次に、(2) 公開の議場における陳謝でございますが、陳謝とは、その事犯について理由を述べてわびることではありますが、議会における陳謝は、公開の議場において、被処分者に議会の定めた陳謝文を朗読させて行うのが通常とされております。

続きまして、(3) 一定期間の出席停止でございます。この一定期間の出席停止とは、期間を定めて出席を停止するということでございますが、期間は、その議会の会期中に限られて、当該会期の残存期間において定めることを要するというところでございます。ここで、八代市の議会の会議規則に出席停止の定めがござい

て、八代市の場合においては5日間を超えることはできないという定めで、最長5日間という定めがございます。

次のページ、3ページでございます。次、除名でございます。これが最も重い懲罰の種類でございます。除名とは、議員たる地位を失わせることでありますが、除名は、他の懲罰処分と異なって、住民の公選に係る議員の資格を奪うものでありますので、その手続を慎重にしており、除名については、地方公共団体の議会の在職議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならないということで、特別多数議決の定めをしております。

続きまして4ページでございまして、9番に懲罰の決定というものがございしますが、こちらにつきましては、戒告、陳謝及び出席停止の議決は通常議決で足り得ますが、除名処分の場合は先ほど申しましたとおり、在職議員の3分の2以上の者が出席し、4分の3以上の者が同意しなければならない。この議決は、議長も表決権を有すると。

なお、この懲罰決定に際しましては、当該議員は除斥の規定が適用されているということでございます。

なお、懲罰処分の有効の発生の時刻は、議決のときから進行いたしまして、本人に対してその旨の通知がなされたときではないというふうに解釈をされております。

以上が、懲罰に関する大まかな概要説明にかえさせていただきます。

また、テープ起こしの分につきましては、後ほど委員長の指示によりまして、テープ起こしの分については朗読をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君） 以上、経過を朗読させていただきました。（「委員長、説明でしょう」と呼ぶ者あり）説明文ですね、はい。

そういうことで、この件につきましては、本委員会での懲罰事犯の審査の進行について、委員長から委員各位にお願いがございます。

まず、本懲罰特別委員会は、去る6月19日開催の建設環境委員会における山本幸廣君の執行部に対する発言において、その一部が懲罰事由に該当するかを審議する場であります。

具体的に申し上げますと、地方自治法会議規則並びに委員会条例に違反した発言があったのかを判断し、また違反した場合、次に懲罰を科すのか、科すとした場合どういう懲罰を科すべきか審査する委員会であります。

よって、発言の中身について、発言の真相を究明するものではありませんので、本審査の趣旨に反する発言及び委員会条例第22条、秩序保持に関する処置に反する場合は、私から注意喚起を行います。

また、本審査については、配付資料に基づいて進めます。委員各位の御理解、御協力を切にお願いいたします。

それでは、配付しております山本幸廣議員による6月19日の建設環境委員会での発言を、テープを起こした文面につきまして、順次、書記に朗読いたさせます。

○議会事務局次長（増田智郁君） それでは、先ほど資料の確認をさせていただきましたが、右上に平成30年6月19日建設環境委員会抜粋という発言記録をお渡ししています。その中で、実際に発言の取り消しがございました部分について、朗読のほうをさせていただきたいと思います。ページめくっていただまして、後ろから2枚目になります。

上から5行目から読み上げます。

「ちょっと委員長よかですか。今、次長、今答弁しとつとは、私に答弁しとらんとじゃなかか。さっきは何でしとらんとか。ばってん、今、堀が質問したときに、中央何てろ道路債か何か言うて答弁しとるね。」次は取り消された

部分ですので、発言を控えさせていただきます。

「訂正せろよ。今んとは何ごつか。一人の議員にはたい、どぎゃん事業債でも借金だいけんから90%充当ですけども、そういうの、なぜさっき発言、答弁しとらんとね。委員長、整理してくれよ」ということで、委員長の発言がございまして、こちら省略しております。

次に、委員のほうから「これこそはっきり言ってからたい」、その後は、発言は差し控えさせていただきます。

執行部のほうが「済いません、先ほど」という発言の途中で、当該議員さんから、ちょっとここも発言のほうは控えさせていただきますと呼ぶ。で、執行部のほうが「申しわけありませんでした」と。その後ろで当該議員さんが「申しわけなかったい」と呼ぶ。執行部が「しっかり答弁すべきところではございました。申しわけありません」。で、その背景で当該議員さんが、そちら書いてある分と呼ぶということで御発言があったところでございます。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） この本題につきまして、今、朗読いただきました。

ここで朗読を終わりますけれども、配付いたしました資料に基づき質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（亀田英雄君） 委員長、確認です。

先ほどからちょっと話をしました。訂正をしたじゃないかという話のくだりについては質問を受けつけないという話ですかね。

○委員長（福嶋安徳君） はい、もう本題に入っておりますので、その部分で質疑をお願いします。

○委員（亀田英雄君） もうセットだけんと思つてさっきから発言しよつとですが、そこについては発言をするなという委員長の話ですので、ならもう発言することはですね、ございません

ので。

○委員長（福嶋安徳君） いや、この本題についての発言を求めますけども。

○委員（亀田英雄君） はい、わかりました。ばってん、陳謝したけんということで聞いたもんですけん、それば私は言いたかですが、そこば言うたっちゃ受け付けんという話になればもうですね、言うことはございません。これは明らかに発言としてはそぐわないという部分は多々あります。その後に陳謝したけんよかつちやなかろうかって私は言いたかですばってん、そこがどげんもならんと言うとなら、もう言うことはございません。

○委員（成松由紀夫君） そこは、先ほど言ったように見解の相違ですね、6月19日の時点で、この発言については、亀田委員も、不穏当な解釈があつて、だけれども、その後陳謝しただろうと。でも、謝ればよかったということじゃなくてですね、やっぱり行為自体は残っている。で、陳謝と受けとめていない。先ほど、中村委員長がおっしゃられたように、委員長に対する陳謝はあつたと。しかし、その職員さん、執行機関に対してですね、やっぱり執行機関に対して、これだけの、——もう本当あり得ないですよ。 「あんた、なめとっとじゃなかね」「虚偽の答弁といっちゃん変わらんじゃなかか、おまえ方」でしょう。で、頭を下げておられる執行部に対して「しっかり頭下げろ」「申しわけなかったい」。この「申しわけなかったい」も、その委員会に入っておられた方からの話では、非常にこの文言も強かつたと。「申しわけありませんでした」と言われていることに対して「申しわけなかったい」。それで、「どっから来とっとか、おまえは」ですよ。

だからやっぱ、これはですよ、どう考えても、私は、先ほどから言う地方自治法132条、言論の品位、それと、実際、八代市議会会議規則151条、品位の尊重、これにですね、特に1

32条地方自治法については、普通公共団体の団体議会の会議または委員会においては議員は無礼な言葉を使用してはならないとあるわけですよ。

これは、先ほどから言うように、実はですね、昨年の選挙の改選前、ある委員会の中でも、非常に執行部の職員さんが丁寧に説明してる時にですね、ちょっと糾弾会に近いような状態というのがありました。その当時も、やっぱりある職員さん方からの話でですね、あれだけやはりつるし上げられるようなことが今後あつてはいかんとじゃないとですかというようなこともあつたんですね。

そういった中で、今回のことが出てきた。で、これだけ4つの文言を言われている。という部分で言うと、もうどう考えても132条、151条に該当しとりますし、亀田議員が言われる山本議員のそういったですね、立場というか、いろいろおっしゃられますけども、これはやっぱり言われた職員さん方の身にもなっていたきたい。

それをやらないと、やっぱりですね、今後、先ほど言った他市、他自治体からの人事交流で、もう国も県も、あがん八代市に出向してもね、出して、頑張ってもらつても、こら、八代には出しやならんというようなことになってしまうと、非常に悪影響を及ぼしますし、先ほど言った改選以前の話も含めてですね、本市職員の士気低下につながつとですよ。

やっぱり、委員会に行つて、何やかんや、あんまり無礼な言葉でこういうふうに言われれば、もう答弁もしにくくなるというようなことがですね、出てきておりますので、これはもう、しっかり地方自治法、並びに八代市議会会議規則にのつとつて、しっかりと処分をしていかなければならないというふうに私は考えてます。

○委員（村川清則君） 発言を撤回すれば、それで済むのならですね、それこそ議会が無秩序

で、何でもありの議会になってしまうと思います。やはり、そこは各議員が良心に基づいて品位のある議会をつくり上げていかんといかんと思いますので、やはり懲罰を与えるべきだと私は思っております。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

○委員（成松由紀夫君） ここはですね、八代市議会の自浄能力、そういったこと、そしてまた、議員みずからがやはり、襟を正せ、襟を正せというような話もよく議会改革でも御意見が出とっじやなかですかね。みんなそういう気持ちである中で、やはり先ほどから言うように、この4つの文言というのは、ここでしっかり襟を正して、自浄能力を発揮するところはしっかり発揮して、品位のある運営に心がけていくというようなことをここで示しておかないと、やはり国からでも県からでも、人事交流もないだろうし、また八代、本市職員の皆さんもですね、先ほど村川委員が言われた無秩序状態で、こら答弁もなかなかしやならんというような状況に陥ってしまうのではないかとということを危惧しております。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） はい。ほかにないようですが。

それでは、意見も出尽くしたようでありますので、山本幸廣君に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また、懲罰を科すとすれば、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて御協議を願います。

○委員（亀田英雄君） 先ほどから自浄能力とか、品位のある議会をという話もございました。確かに、委員の発言は行き過ぎた部分もあるかもしれませんが。それでも、委員長のとりなしの中で、これまで培ってきたものもあろうにですたい、そこまで陳謝したという部分で、私は謝らしたろうがと私は実際思うとったですが、その話を伺った中でですね。それは、俺が

悪かったけん謝ってこようという話も伺ったもんですけん、終わったものと私は思うとったですよ。

で、委員長にしか謝っとらんだったちゅう話ならですたい、せっかく委員長がそこでとりなしてくれたんなら、もらうたんなら、「俺ばかり言うたっちゃわからんけん、みんなに言わんかい」ぐらいの話もしてもらってもよかったっちゃなかろうかて。委員会の中で陳謝した上にですたい、また本会議でするのかという話ですよ。

という意味で、懲罰には当たらないというところで、私は意思表示をしたいと思います。

○委員（橋本幸一君） 私たちもですね、訂正、謝罪というのは申し入れしとったわけですが、最終的には委員会の前に最終調整という一つの流れの中で、しないという、途中、そういう発言があって、今回のこの動議に至ったわけで、結果として、あの委員会においても委員長のみの謝罪であったということからですね、これはもう絶対懲罰対象になるということで私は考えます。よって、懲罰お願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい、懲罰ですね。

○委員（成松由紀夫君） 関連でよかですか。

非常に亀田委員に伝わっている話が事実と違うようなところがあってですね。今、橋本委員もおっしゃられましたし、当該委員長もおられますけれども、実際問題は、発言の取り消しと、そこで陳謝をという調整を建設環境委員長が一生懸命されたということは聞いておりましたし、そこで亀田委員のほうには陳謝してくるというような話があったから、我々はそれを信じてた。

ところが、我々のほうには、もう陳謝は絶対しないということを断言されたというところで、この懲罰動議は出たわけなんですね。

だから、実際、あの調整の時点で、山本議員が本当に陳謝されていれば何の問題もなかった

んですが、陳謝をしないということを断言された経緯があった上でのこの動議ですので、時系列は間違えないようにしていただきたいと思います。

そこは、調整をされた上で陳謝をしないという流れで出た懲罰の流れの経緯がきちとございますので、それを我々はいきなりやぶから棒にこういう動議を出したということはございませんので、私はある意味、確信犯だというふうに認識しておりますので、（委員橋本幸一君「そこはしっかりしていただきたい」と呼ぶ）理解していただきたいし、懲罰でお願いしたいと思います。

○委員（中村和美君） この発言があつて、後日、1日か2日後、議長から呼び出しがありまして、委員長としてどういうことだったんだろうかという話がありまして、委員長も、私も、議長も「こりゃ陳謝してもらったほうが丸くおさまりますよ」ということを山本委員を呼び、——議長室に来ていただいて、そういうお願いもしました。そら、議長も、もう何度も「陳謝したほうがいいですよ」ということでございました。

私は、この陳謝分は、言われた陳謝というのは、私だけに陳謝で、執行部にはしてないと。我々は、——私と議長は、とにかく執行部に謝ったほうがいいですよということまでお願いしたわけですよ。

それがしてなかったわけですから、私、委員長がですね、そのときにつけ加えて執行部に謝られたらどうですかとか、そういうことは私は思っておりません。山本委員から、そういう、自分の口から出ると思っておりまして、私からは特別、執行部にはという言葉はかけてはおりません。

○委員（橋本幸一君） 今の中村委員長、それから議長の話も出ましたが、私たちの申し入れというのは、そこはしっかり訂正、陳謝され

て、そうすれば私たちはそういうことは、動議ということは考えないということも踏まえて交渉していたんですが、まだ亀田委員に伝わっていない部分もあるみたいで、はい。

○委員（亀田英雄君） 済みません、わかりました。話は伺いました。

ちょっと時系列の確認ですが、建設環境委員会が火曜日ですよ。（「19日」と呼ぶ者あり）火曜日だったろ。で、懲罰動議が3日間後ですね、火、水、木で、木曜に出たでしょう。それで、陳謝されたとは金曜日じゃなかですか、私が言う陳謝ですたい。建設環境委員会の2回目が開かれて、ここで山本委員が何か言われたつは、そら陳謝か陳謝かわらんちゅう話は金曜でしょう。それがわからんだったけん懲罰動議ば出したがつて言われるばつてんが、その前に出とつとじゃなかですか。時系列の話をすれば。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。そういう話があつて翌日に申し入れしました、議長に。（「20日に」と呼ぶ者あり）委員長も含めて。で、私たちは申し入れしたからということで、あとは事の成り行きを見守っていたわけですが、最終調整が21日に議長と山本委員、委員長3人で調整されて、促されたということ、訂正と陳謝をですね。しかし、その時点では「俺は謝罪は一切しない」という。それを受けて、（委員亀田英雄君「その後しとるとでしよう」と呼ぶ）ああ、それを受けてちゅうことで、私は出したわけです。

その委員会というのは、結局、委員会の状況次第では取り下げもできると、私たちはそういう判断をしとったわけですが、委員会では、先ほど中村委員長が言ったとおり、委員長への謝罪、訂正はあったけど、執行部、当事者についての発言は一切なかったという、そこを踏まえて、もう取り下げはどうしてもできないなという、そういう結論に至ったんです。

○委員（亀田英雄君） わかりました。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、双方の御意見が出尽くしたようでございますので、山本幸廣君に対し懲罰事件として懲罰を科すべきかどうか、また懲罰を科すとなれば、地方自治法第135条に定めるいずれかの懲罰を科すべきかについてを協議してまいりました。その結果、これより採決いたしたいと思います。

まず最初に、本件は、懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決いたします。採決は挙手にて行いますが、挙手しないものは反対とみなします。

山本幸廣君に対して、懲罰を科すことに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手多数と認め、本件は懲罰を科すことに決定いたしました。

しばらく小会します。

（午後1時49分 小会）

（午後1時51分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、本会に戻します。

○委員（古嶋津義君） 6月19日開催の建設環境委員会の山本委員の発言を見てみますと、どうしてもこれは、地方自治法132条に私は明らかに抵触をするというふうに思っております。

私も情に流されやすい人間ではありますが、しかし、今回の場合はですね、どうしても裁判官のような気持ちで接してまいりたいと思います。

一番重いのは除名だと思いますが、その辺のところから諮っていかなければいかんとでしょう。いかがでしょうか。

○委員長（福嶋安徳君） じゃあ、そこはよかですか。

懲罰についての御意見を、今、伺っておりますけれども、皆さんいかがでしょうか。

すけれども、皆さんいかがでしょうか。

○委員（古嶋津義君） 懲罰を科するということは決定をしているようですから、あとは1、2、3、4ありますその4つの中のどれを、どの懲罰にするかというのが今の議題だろうと思いますが、私が先ほど、さっき発言したのは、諮り方としては除名から諮らんばいかんとすかねということです。（「その諮り方ですね」と呼ぶ者あり）

○議会事務局次長（増田智郁君） 今、古嶋副委員長のほうからお尋ねございました懲罰の諮り方について御説明申し上げます。

懲罰が4種類ございますが、懲罰が2つ以上ある場合は重い順から順次採決をするということになっております。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） ということは、意見が一本化されていけば、例えば2つぐらいだったら、その時点で諮ってしまつてということですよ。幾つか出れば、2つ以上科すべき懲罰の意見が割れていけば、重い順から諮るといふことではあるけれど、ある程度まとまった意見でいけば、それに当たって採決していくという考え方で理解はよろしいでしょうか。

○議会事務局次長（増田智郁君） 懲罰の種類が4つあるというような御説明をいたしました。が、協議の中で4種類とも出された場合は、一番重い除名から諮るといふ形になりますが、その中で例えば2つ懲罰の種類を申された場合は、2つのうちで重いほうから諮るといふような形になります。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） 今の説明をもとに御意見を伺います。

○委員（村川清則君） もちろん除名というのは何かそぐわないような気もいたしますし、軽いほうから2番目の陳謝が一番あれかなとは思いますが。

○委員長（福嶋安徳君） 陳謝の御意見が出ました。

○委員（亀田英雄君） 小会ばお願いできますか。

○委員長（福嶋安徳君） 小会します。

（午後1時54分 小会）

（午後1時59分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

○委員（成松由紀夫君） 私とすれば、もう一番最初がですね、申し入れが、発言の取り消しと陳謝というのが一番スタートですので、それが最終的になされなかったということであれば、先ほど村川委員が言われた筋道でいくと、これはやはり執行機関に対する陳謝、これを求めたいと思います。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、懲罰の意見については、陳謝というのが一番多うございます。そういうことで、採決入ってよろしゅうございますか。（「公開の議場における陳謝」「はい」と呼ぶ者あり）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） まだまだ重いのが必要だろうという意見もございましたけれども、今、皆さんの御意見については陳謝で採決がなされたようでございますので、——まだまだ採決しておりません、意見が多うございました。山本幸廣君に対して懲罰を科すとしたら、陳謝の懲罰を科すべしと決定したいと思いますけれども、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手多数でございます。挙手多数と認め、山本幸廣君に対して陳謝の懲罰を科すことに決定いたしました。

一応、小会します。

（午後2時01分 小会）

（午後2時10分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、本会に戻します。

それでは、皆さんの協議の結果、陳謝と決定しましたので、その案文につきましては、このただいま小会中に協議いただきましたこの内容でお諮りしたいと思います。

書記より朗読いたさせます。

○議会事務局次長（増田智郁君） それでは、先ほど御意見いただきました文を読ませていただきます。

陳謝文。

私は、平成30年6月19日の建設環境委員会における議案審査の際において、執行機関に対し不穏当な言葉を用いたことにより、議会の品位をおとしめてしまい、本来、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、ここにおわびいたします。まことに申しわけございませんでした。重ねて、ここに深く反省し、誠意を表し、陳謝いたします。

以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君） 今、朗読いたしました文面でございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、陳謝の文面については、御協議いただいた内容とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 賛成多数と認め、この文面を陳謝文とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、

そのように決しました。

これをもって、山本幸廣君に対する懲罰特別
委員会を閉会いたします。

(午後 2 時 1 2 分 閉会)

八代市議会委員会条例第 3 0 条第 1 項の規定に
より署名する。

平成 3 0 年 6 月 2 7 日

山本幸廣君に対する懲罰特別委員会

委 員 長